

退職者の組合員継続加入に関する規則

第1条（総則）

群馬県学校生活協同組合（以下、「学校生協」という）定款第6条2項に基づき、退職者の組合員継続加入についてこの規則を定める。

第2条（組合員継続加入の申込み）

退職後も引き続き組合員になろうとする者は、「継続加入（継続組合員）申請書」（別紙様式1）に、所要の事項を記入の上、学校生協に提出しなければならない。

第3条（組合員継続加入の承認）

「継続加入（継続組合員）申請書」を提出した者の継続加入については、理事会で承認を得るものとする。ただし、過去3ヶ月以内に延滞未収があった者の継続加入は理事会で別途協議し、承認する。

第4条（出資金の払い戻し請求権の時効）

出資金の払い戻し請求権は消費生活協同組合法（以下、生協法という）及び定款第10条第2項、第11条による組合員資格の喪失のときから2年間とし、これを経過した場合の出資金の払い戻し請求権は消滅する。

第5条（出資金の払い戻しの停止）

継続組合員が学校生協を脱退する場合は、この組合に対する債務を完遂するまでは、生協法および定款第13条2項により出資金の払い戻しを停止することができる。

第6条（その他）

この規則に定めのない事項については、別に定める退職者の組合員継続加入に関する取扱要綱による。

第7条（改廃）

この規則の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規則は2006年12月 8日から施行する。

この規則は2010年10月 1日一部改正

この規則は2010年11月26日一部改正